

「地区の活動について」

眞鍋修身ガバナー補佐

皆様には、日頃より健全なるロータリー活動をしておられることに敬意を表します。

まず最初に、ガバナーノミニーが決定されたことをご報告します。

四日市ロータリークラブの石井惣司会員が就任されました。大変喜ばしいことです。

最近の当地区の年度の活動について報告します。

前年の由良年度は、地区リーダーシッププランによる「地区運営会議の再編」、「地区研修委員会制度の実施」、「定款と細則の改定に伴う研修会」、などさまざまな地区における機構、規約、運営の再編に着手されました。

本年度、岩本年度は、「予算の適正化」に着手されました。会員数が 5000 名から 3000 名へ減少したことによる体制への変更がありました。又、2009 年国際協議会におけるビル・ゲイツ氏の新規寄付問題に端を発した R. I.、財団に対する方向性が問題になっています。

次年度、桑月年度は「人事」に手をつけるとのことでした。

次に由良年度に「決議 23-24」をクラブ細則の条文に加えてほしいという提案がなされたことについて述べます。2007 年～08 年度、R. I. 理事会において「決議 23-24」がロータリー章典、手続き要覧から削除されそうになりました。この件については平成 20 年 9 月号「ロータリーの友」の“「決議 23-24」への熱き思い”、をご参照下さい。再び規定審議会で削除される可能性があるのをこれをクラブ細則に取り入れ、その理念を存続させたいとの要請です。「決議 23-24」はロータリアンに対して奉仕の理想の哲学を植え付ける貴重な文献です。

「決議 23-24」の六条の要点は以下のようです。

第一条

超我の奉仕。人とは利己的なものであると認めた上で、他人のために奉仕すること。

第二条

奉仕は団体で学び、個人で実践すること。

第三条

R. I. の役割は育成と普及である。

第四条

奉仕するものは実践しなければならないという実践の哲学。

第五条

クラブの自治権は尊重されなければならない。

第六条

他の機関と重複しない。独自の奉仕活動が望ましい。

つまりロータリーの奉仕の基本はあくまで個人奉仕で、奉仕活動を団体として行うことを目的としていない。又、ロータリーの哲学の中心は、「超我の奉仕」であり、他者への優し

い心であると思います。この「決議 23-24」をクラブの細則の条文に加える様にガバナーから要請されています。

ここで大切なことは、「仏造って魂入れず。」にならないようにしなければならない、と考えます。

すなわちロータリーの目的は何か、ロータリー運動の原理はなにか、を正しく認識することが大事ではないでしょうか。